

木津川市国民健康保険運営協議会

会議名	令和3年度第2回木津川市国民健康保険運営協議会（書面開催）		
通知日	令和4年1月21日(金) 通知 令和4年2月25日(金) 決議	場所	書面開催
出席者 ■:出席 □:欠席	委員 1号委員 (被保険者代表)	■大西寛美 委員、■藤井千賀 委員、■尾崎田鶴 委員 ■林 直 委員、■村上恵子 委員、■大村元昭 委員	
	2号委員 (保険医・保険薬剤師代表)	■飯田泰啓 委員、■吉村 陽 委員、■若菜和雄 委員 ■渡邊誠之 委員、■内藤邦夫 委員、■川田雅彦 委員	
	3号委員 (公益代表)	■馬 泰子 委員、■久保恭子 委員、■岡井俊樹 委員 ■森村 勝 委員、■岡田 敏 委員、■駒野弘子 委員	
審議結果要旨	<p>1. 通知内容・・・添付のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面開催について ・令和4年度事業計画（案） ・資料2 ・資料3 <p>2. 審議結果</p> <p>（1）令和4年度木津川市国民健康保険税率について（全員承認）</p> <p>（2）令和4年度木津川市国民健康保険税賦課限度額について（全員承認）</p> <p>（3）新型コロナウイルス関連：国民健康保険税の減免・傷病手当の支給等について（全員承認）</p> <p>※ いただいたご意見等については、別紙「意見集計表」のとおり</p> <p>3. 令和4年度事業計画（修正後）・・・添付のとおり</p>		

令和4年1月21日

木津川市国民健康保険運営協議会委員 各位

木津川市国民健康保険運営協議会
会長 馬泰子

令和3年度第2回木津川市国民健康保険運営協議会の書面開催について

大寒の候、委員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、木津川市国民健康保険事業の運営に、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年1月7日付けで案内させていただきました本協議会の開催につきましては、この度の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、会議形式での開催に代え、書面にて対応をさせていただくことといたしました。

つきましては、下記の内容について、別紙にご意見等をご記入いただき、同封の返信用封筒にて、令和4年2月4日（金）までに、ご返送いただきますようお願いいたします。

また、ご意見等が無い場合も、その旨をお記しいただき、ご返送いただきますようお願いいたします。

ご返送をいただきました委員の皆様のご意見等につきましては、市において検討の上、改めてご報告させていただきます。

記

1 報告事項

- (1) 令和4年度木津川市国民健康保険事業計画（案）について【資料1】
- (2) 令和4年度木津川市国民健康保険特別会計予算（案）について【資料2】

2 審議事項

- (1) 令和4年度の木津川市国民健康保険税率について【資料3①】
- (2) 令和4年度の木津川市国民健康保険税賦課限度額について【資料3②】
- (3) 新型コロナウイルス関連：国民健康保険税の減免・傷病手当の支給等について
【資料3③】

【事務局】

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9

木津川市市民部国保年金課 担当：浅田

TEL 0774-75-1214（直通）・0774-72-0501（代表）

FAX 0774-75-2083

E-mail kokuho@city.kizugawa.lg.jp

(委員) ご芳名

1 報告事項

(1) 【資料 1】令和 4 年度木津川市国民健康保険事業計画（案）について

・意見なし

・意見あり

ご意見等をご記入ください

(2) 【資料 2】令和 4 年度木津川市国民健康保険特別会計予算（案）について

・意見なし

・意見あり

ご意見等をご記入ください

2 審議事項

(1) 【資料 3①】令和 4 年度の木津川市国民健康保険税率について

府が示す標準保険料率（推計）は、現在の市の国民健康保険税率を上回る見込み。

市の国民健康保険を持続可能なものとするためには、市の国民健康保険税率を

府が示す標準保険料率に均衡させる等の対応が必要。

しかし本対応は被保険者の負担増加につながるため、慎重な検討が必要。

よって、令和 4 年度の木津川市の国民健康保険税率は、『前年度の税率を据え置く』

（変更なし）こととしたい。

・承認する

・承認しない

ご意見等をご記入ください

(裏面に続く)

(2) 【資料3②】令和4年度の木津川市国民健康保険税賦課限度額について

国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法施行令等により、その基準が示されています。この度、国は同政令を改正し、令和4年度から賦課限度額を引き上げる旨を示しています。

つきましては、今後、国において、同内容の改正政令が公布された場合、『本市の国民健康保険税賦課限度額についても、政令にあわせ改正する』こととしたい。

・承認する

・承認しない

ご意見等をご記入ください

(3) 【資料3③】新型コロナウイルス関連：国民健康保険税の減免・傷病手当の支給等について

現在、新型コロナウイルス感染症への対策の一環として、国民健康保険税の減免・傷病手当の支給等にかかる制度が国において示されています。

現時点において、国は令和4年度の本制度の継続を示していませんが、仮に本制度の継続が示された場合は、国からの財政措置の多寡に関わらず、『本市も、同制度について、国が示す方針に沿って対応する』こととしたい。

・承認する

・承認しない

ご意見等をご記入ください

(以上)

令和 4 年度

木津川市国民健康保険事業計画

(案)

木 津 川 市

令和4年度 木津川市国民健康保険事業計画

1 基本方針

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持・増進に寄与し、地域保険としての重要な役割を果たしているところです。

しかし、国民健康保険は加入者の平均年齢が高いため一人当たりの医療費は高く、一方で平均所得が低い水準にあることから所得に対する保険税の負担割合が高くなるといった保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えています。

また、高齢化の進展や高度な医療の普及に伴う医療費の増加等により、その運営は年々厳しさを増しているところであり、こうした課題に対応するため、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化がなされました。

本計画は、このような状況を踏まえながら、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、令和4年度における運営の主な取り組みについて定めるものです。

2 重点施策

令和4年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組みます。

- (1) 医療費適正化の推進
- (2) 国保税収納率向上対策の推進
- (3) 適用適正化の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 広報啓発事業の推進

3 具体的な計画

(1) 医療費適正化の推進

- ① レセプト点検(資格過誤点検及び内容点検:柔道整復施術療養費申請書も含む)、を行うことにより、医療費負担の適正化を図る。
- ② 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進のため、ジェネリック医薬品差

額通知を発送するとともに、広報紙やホームページを活用し周知を図る。

- ③ 被保険者の健康に対する関心を深め、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、医療費通知を発送する。
- ④ 国保データベース（KDB）システム等の活用により、レセプトデータや特定健康診査データ等を活かしたデータヘルス事業を推進する。
- ⑤ 交通事故等による第三者行為について、被保険者からの届出等の勧奨を広報誌やホームページを活用し周知を図る。また、相楽中部消防組合等と協定を結び第三者行為の確実な把握と迅速な求償を行う。

（2）国保税収納率向上対策の推進

- ① 京都地方税機構との連携を強化し、短期被保険者証更新時の納付相談等の充実を図る。
- ② 窓口での口座振替納付勧奨の推進、コンビニ収納について広報紙やホームページを活用し周知を図る。

（3）適用適正化の推進

- ① 国民年金資格喪失一覧表を活用して、国保と社保の保険資格が重複等していると思われる者を把握し、対象者に対し適切な異動手続きを促す。
- ② 届出遅延者対策として、広報・ホームページ・パンフレット等に啓発記事を掲載し適切な異動手続きの周知を行う。
- ③ 税務課と連携し、所得申告を徹底する等適正賦課を推進する。
- ④ 居所不明者の取扱いについては、市民課と連携し実態把握を行い、住民基本台帳の職権抹消等に基づき資格異動（喪失）処理を行う。

（4）保健事業の推進

木津川市第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画及び木津川市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づき、生活習慣の改善による疾病の予防、また、生活習慣病の早期発見に着目した効果的・効率的な保健事業の実施により、被保険者の健康管理と意識の向上を図る。

(取組事業)

- ・特定健康診査事業
- ・特定保健指導事業
- ・特定健康診査未受診者受診勧奨事業
- ・特定保健指導未指導者対策事業
- ・健診異常値放置者受診勧奨事業
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業
- ・健康教育事業（イベントを活用したヘモグロビンA1c測定・健康相談）
- ・健康教室事業（栄養講座・運動講座）
- ・服薬情報通知事業
- ・糖尿病治療中断者受診勧奨事業
- ・人間ドック受診費用助成事業
- ・ウォーキングポイント事業

（5）広報啓発事業の推進

- ① 市広報紙やホームページ等を活用して、広く市民に対して国民健康保険の制度や財政状況、健康づくりのための事業などの周知・啓発を行う。
- ② 新規加入の手続き時や、被保険者証の更新時などにパンフレット等を配布し、国保制度の周知を行う。

4 その他

令和4年度も国において、新型コロナウイルス感染症対策の一環として以下の事業が実施される場合は、本市においても確実に対応する。

- ・国民健康保険税の減免
- ・傷病手当金の支給

資料 2

令和4年度木津川市国民健康保険特別会計予算（案）について

- ・例年どおり、現時点においては、府から関係資料等が示されておりませんので、正式なる予算書としての提示は困難にて、別紙のとおり、現時点における検討概要をお示しさせていただきます。

令和4年度木津川市国民健康保険特別会計 予算（案）について（概要）

一人当たり保険給付費の増加等により、府に納める国民健康保険事業費納付金が大幅に増加するなど、厳しい財政状況にあるが、標準保険料率の分析からは、概ね現在の市保険税率で運営が可能と判断し、財政調整基金の活用により予算（案）を編成した。引き続き、適正な保険税率の設定に向け、各種見直しを検討する。

1 予算（案）の規模

予算総額 71 億 1,745 万 1 千円（前年度比+2 億 990 万円（+3.0%）増）

2 歳入・歳出予算（案）の状況（詳細は別紙のとおり）

- 予算想定被保険者数 14,923 人（前年度比△110 人（△0.7%）減）
⇒府が示す標準保険料率算定基礎どおり
- 保険税 14 億 1,207 万円（前年度比+4,562 万 9 千円（+3.3%）増）
⇒前年度にコロナの影響による所得減を見込んだことによる影響
(令和3年度当初賦課結果から影響小と判断)
- （府へ納める）国民健康保険事業費納付金 18 億 7,765 万 4 千円
(前年度比+1 億 5,583 万 2 千円（+9.1%）増）
⇒本市国保の過去の保険給付費の増等による影響
- 財政調整基金繰入金 1 億 1,752 万円 1 千円
(前年度比+1 億 432 万 1 千円（+790.3%）増）

3 保険税率等の見直しと標準保険料率の状況

平成30年度以降、府から示される標準保険料率等を参考に保険税率の見直しを毎年検討

⇒平成30年度：保険税率見直し、令和2年度：人間ドックへの補助見直し
※令和4年度に府が示す標準保険料率（本市推計）と市の保険税率を比較すると、税収が約4,300万円不足も、被保険者の負担につながる保険税率見直しについては、今後、更に分析の上で検討が必要

よって令和4年度の国民健康保険税の税率は、前年度を据置

	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）
府が示す標準保険料率（推計）合計	13.31%	49,116 円	29,960 円
本市の保険税率の計（据置）	12.60%	43,200 円	32,200 円

- 標準保険料率：市国保で必要となる税率の参考として府が示す税率
(上記は現時点での本市推計値)

4 国保財政調整基金の状況

令和2年度決算時の残高 4億187万9,821円

現時点での令和3年度予算ベースでの増減を加味すると約5億円
(令和3年度も現時点で黒字見込 ⇒ 基金残高は更に増加)

5 一般会計繰入の状況

(単位：千円)

		令和4年度	令和3年度	増減
【法定内】	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	227,335	222,710	+4,625
	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	134,759	133,393	+1,366
	未就学児均等割保険税繰入金	3,343	0	+3,343
	職員給与費等繰入金	19,710	23,601	△3,891
	出産育児一時金繰入金	19,880	20,000	△120
	財政安定化支援事業繰入金	22,004	21,674	+330
【法定外】その他一般会計繰入金		32,365	41,978	△9,613
計		459,396	463,356	△3,960

○法定内繰入

国が示す基準に基づく繰入で、一般会計には、その財源として
国・府負担金や地方交付税が措置

繰入額 4億2,703万1千円（前年度比+565万3千円（+1.3%）増）

○法改正による未就学児均等割保険税繰入金の皆増などが要因

○法定外繰入

繰入額 3,236万5千円（前年度比△961万3千円（△22.9%）減）

内訳①保健事業分 1,861万6千円（前年度比△1,097万3千円（△37.1%）減）

②地单波及分 1,374万9千円（前年度比+ 136万円（+11.0%）増）

※一般会計で実施する医療費助成制度実施による国庫負担金減額見合いの額

○平成29年度当初 1億3,123万9千円（△9,887万4千円（△75.3%）減）

6 保険者努力支援制度の状況

インセンティブ的に補助される制度で、被保険者の健康増進と被保険者の
保険税負担抑制に向け、積極的に獲得に向けた取組みを実施

⇒ 令和4年度：2,635万9千円（前年度比△373万2千円（△12.4%）減）

○令和元年度の特定保健指導実施率（3.9%）が評価対象となる他、他団体が
本市の取組みに追いついてきた結果による減少と分析

【本市獲得額の推移】

平成28年度 7,681千円（府内 7位：国予算150億円）

平成29年度 11,900千円（府内 7位：国予算250億円）

平成30年度 23,428千円（府内 12位：国予算500億円）

令和1年度 28,805千円（府内 3位：国予算500億円）

令和2年度 29,152千円（府内 7位：国予算500億円）

令和3年度 30,091千円（府内 5位：国予算500億円）

※ 国予算は、理論上の市町村分（振替措置による追加額を含む）を記載

（特別調整交付金の一部として措置される予防・健康づくり分を除く）

① 令和4年度の木津川市国民健康保険税率について

現時点において、府から正式なる通知・公表等はないものの、本市の一人当たりの保険給付費が、かねてより増加していること等により、府が示す令和4年度の標準保険料率（推計）（※）は、現在の市の国民健康保険税率を上回る見込み。

標準保険料率（推計）と市の保険税率を比較すると、市の税収は約4,300万円不足と分析。

※ 標準保険料率とは・・・市の国民健康保険運営において必要となる税率の参考として府が示す税率

	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）
府が示す標準保険料率（推計）合計	13.31%	49,116円	29,960円
市の保険税率の計（据置）	12.60%	43,200円	32,200円

※ 令和3年度の標準保険料率（所得割12.56%、均等割45,418円、平等割28,493円）は、市の国民健康保険税率に概ね均衡

【市の考え方】

市の国民健康保険を持続可能なものとするためには、市の国民健康保険税率を府が示す標準保険料率と均衡させる等の対応が必要。

しかし本対応は被保険者の負担増加につながるため、慎重な検討が必要。

よって、令和4年度の木津川市の国民健康保険税率は、『前年度の税率を据え置く』（変更なし）こととしたい。

② 国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて

国民健康保険税の賦課限度額（※）は、地方税法施行令等により、その基準が示されています。国は、同政令を改正し、令和4年度から賦課限度額を引き上げる旨を示していますが、正式なる改正政令の公布は、3月末頃となる見込みにて、施行日（4月1日）までに皆様にご審議をいただくことは時間的に困難な状況となっています。

※ 賦課限度額とは・・・世帯当たりで納める国民健康保険税の上限額

改正内容（予定）

○現在

医療分63万円 後期分19万円 介護分17万円 【計 99万円】

○令和4年度以降（予定）

医療分65万円 後期分20万円 介護分17万円 【計102万円】

【市の考え方】

府と協力し国民健康保険を運営する中、府内全市町村で法令に沿った対応がなされる見込みにて、今後、国において、同内容の改正政令が公布された場合、『本市の国民健康保険税賦課限度額についても、政令にあわせ改正する』こととしたい。

（裏面に続く）

③ 新型コロナウイルス関連：国民健康保険税の減免・傷病手当の支給等について

現在、新型コロナウイルス感染症への対策の一環として、国民健康保険税の減免・傷病手当の支給等にかかる制度が国において示されています。

現時点において、国は令和4年度の本制度継続を示していません（昨年は、3月に継続が示されました）。

※ 昨年は、令和2年度まで必要な費用の全額が国において財政措置されていたものが、令和3年度は、必要な費用の2割を財政措置するとして、国から大幅な財政支援の縮小が示されました。

皆様方からは、感染症の影響で被保険者が困っている状況に変わりがない中、縮小されたとはいえ、財政措置を含めた国制度がある以上は、制度の継続が必要として、ご承認をいただくとともに、国に対して財政措置の強化を要望するようご意見を頂戴しました。

皆様方からいただきましたご意見のもと、市から国へ要望した結果、現時点においては、令和3年度も令和2年度と同様に、必要な費用の全額が国において財政措置されるよう改められています。

現在の制度

○国民健康保険税の減免

同感染症により世帯主が死亡又は重篤な状態となられた場合：全額減免

同感染症の影響で世帯主の所得が前年と比較して3割以上減少した場合：減少割合に応じ減免

○傷病手当の支給

同感染症（疑いを含む）により、給料等の支給を受けられなかった者を対象に、直近の給料等の額を参考に、給料等の支給を受けられなかった日数から3日を減じた日数分を支給

【市の考え方】

仮に国において、令和4年度も本制度の継続が示された場合は、昨年、皆様から頂戴しましたご意見に沿って、国からの財政措置の多寡に関わらず『本市も、同制度について、国が示す方針に沿って対応する』こととしたい。

※ 財政措置に不足がある場合は、令和3年度同様、国に対し要望を行います。

※ 国制度が継続されない場合は、全額を市の保険税で対応することとなり、被保険者全員の負担増につながるため、本市における同制度の継続も困難と考えます。

1 報告事項	
(1) 令和4年度木津川市国民健康保険事業計画（案）について 意見等	事務局見解
<p>① レセプト点検が全国的に画一的コンピューター審査になろうとしているが、木津川市ではコンピュータ化されているのか。</p> <p>② 後発医薬品に関しては、医薬品メーカーが相次いで業務停止処分を受けており、後発医薬品の供給不足が続いている。この時期に後発医薬品差額通知を発送しても、入手困難な医薬品の品目は多く、薬品入手困難な現状を更に混乱させることになるのではないか。適正な運用を望む。 財政面も踏まえ、外注（通知の委託）をやめるべきと考える。 また後発医薬品が不足しないように国へ要望してほしい。</p> <p>③ 国保データベースの活用に関しては、個人情報の漏洩がないように十分注意してほしい。</p> <p>④ 国保データベース等を使用することですが、マイナンバーカードの取得の推進を事業計画の項目に追加してはどうか。</p> <p>⑤ 国保税収納率向上について、支払い方法にクレジットカードやスマートフォンでのアプリを加えてはどうか。</p> <p>⑥ 昨年は、まだ不統一であった特定健康診査の広域化について、調整を十分にしてほしい。</p> <p>⑦ 服薬情報通知事業については、すでに医療機関から薬品情報が提供されている。無駄な経費となっていないのか。</p>	<p>・ レセプト点検については、府内の全ての市町村分について京都府国民健康保険団体連合会が、コンピュータ入力による審査を含め実施しています。</p> <p>・ 後発医薬品通知については、制度上実施が求められていますので、現状を踏まえ、供給不足が続いている旨をお断りしたうえで、個別通知の発送をしています。なお、本通知は、本年度より府が開発したシステムを活用し、市において実施しています。 委員の皆様からの意見をもとに、供給不足の解消については、京都府を通じ国へ要望しました。</p> <p>・ 国保データベースは、独立かつ適切にセキュリティ管理されたシステムとなっています。</p> <p>・ マイナンバーカードに健康保険証機能を追加することで、被保険者は、健診情報、医療費通知情報の閲覧など、利便性が向上する他、市においては、保険資格の適正化に繋がることから、「マイナンバーカードの取得の推進」を事業計画に追加します。</p> <p>・ 追加事項 4. その他（2）に「マイナンバーカードの取得促進」を追加した同封の資料と差替えをお願いします。</p> <p>・ 現在、国保税については、口座振替、納付書納付（コンビニ収納）のほかに、スマートフォン決済サービスを利用した、PayB、PayPay、LINEPayでの支払いを可能とすることで、収納率の向上に取り組んでいます。 またクレジットカードでの支払いについては、初期費用（システム改修など）、クレジット業者への手数料の支払いなど課題はありますが、自治体DX推進計画の一つとして、導入に向けて検討を進めています。</p> <p>・ 令和4年度に向け、市町村間で調整し、準備を進めております。</p> <p>・ 今後も京都府と協力・連携して、適正な服薬の推進に向け、取組みます。</p>

(2) 令和4年度木津川市国民健康保険特別会計予算（案）について	
意見等	事務局見解
① 昨年、一昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で、保険給付費が減少していると聞いているが、それでも府が示す標準保険料率は上がるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により全国的に医療費は減少しましたが、本市の一人当たりの保険給付費は増加となりました。 また令和3年度も、前年度に比べ保険給付費が大幅に増加しています。 このようなことから、京都府において医療費水準や所得水準等に基づき算出され、令和4年度に府へ納めることとなる国民健康保険事業費納付金が増加し、結果として府が示す標準保険料率が上昇、本市の保険料率を上回る状況となつたと分析しています。
② 令和4年度の予算想定被保険者数の見込と動向。 被保険者数が減少し、世帯が増加している。その要因は。 人口に対する被保険者数の割合は多いのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者数については、被用者保険（社会保険）の適用拡大や、団塊の世代の被保険者が75歳になり後期高齢者医療制度へ移行すること等から、今後も減少が続くと見込んでいます。 被保険者数・世帯数とも、府において推計された数値です。 被保険者数の減少は、団塊の世代の被保険者が75歳になり後期高齢者医療制度へ移行することが大きな理由と考えます。 一方、後期高齢者医療制度への移行により、被保険者数は減少しますが、夫婦の場合、一方の方は国保に残るため、国保世帯数は減少しないこととなります。 結果、退職や転入による増加もあり、全体の世帯数は増加すると府において見込まれたものと考えます。 人口に対する被保険者数の割合は、平成31年3月末現在で、 (国) 人口 1億2,623万人 国保加入者 2,752万人 (21.8%) (本市) 人口 77,532人 国保加入者 15,388人 (19.8%) となっております。 (参考) 令和4年1月末現在 木津川市総人口79,698人・国保加入者14,918人 (18.7%)
③ コロナ禍にある中、予算に余裕はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に京都府に納める国民健康保険事業費納付金が増加し、結果、府が示す標準保険料率が上昇、本市の保険料率を上回る状況となつたことからも、本市の国民健康保険特別会計は非常に厳しい状況にあります。

2 審査事項

(1) 令和4年度の木津川市国民健康保険税率について

全員承認

- ・保険税率を見直す検討が必要であるのに、令和4年度予算案にて財政調整基金が増加している訳が釈然としない。新型コロナウイルス感染症の影響による保険給付費の減少、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することにより、収支が変化する可能性もあるが、保険税率の見直しを急がなくても対応できるのであれば、それに越したことはありません。
- ・いずれ負担増加になると思いますが、できるだけ現状のままということは有りがたいことです。

- ・予算において増加している財政調整基金繰入金は、収支不足を補うために、これまでに剩余金等を積み立ててきた基金を取り崩すものです。

令和4年度は、府が示す標準保険料率が市の保険税率を上回る状況となり、継続した運営には保険税率の見直しを含めた収支の改善が求められていますが、保険税率の見直しは、被保険者の負担増加につながりますので、慎重に分析・検討する必要があります。

そこで、一旦、令和4年度は前年度の保険税率を据え置き、財政調整基金の活用により対応することとしたものです。

(2) 令和4年度の木津川市国民健康保険税賦課限度額について

全員承認

- ・地方税法施行令改正によるものであっては、従うより仕方ないと思われる。
- ・市に裁量権はあるのか。
- ・どのくらいの収入の世帯が賦課限度額引き上げに伴う影響を受けているのか。

- ・国の法令は限度額を示すものにて、市独自にそれを下回る限度額を設定することも可能です。

ただし、その場合に減少する税収分は、他の所得層の方に負担を求めることがありますので、被保険者の生活の状況等を踏まえ、国政令に沿って、より所得の高い方に負担を求めるものです(府内全市町村で政令に沿って改正予定)。

- ・限度額引き上げによる影響

令和3年度当初賦課データを用いた推計で、143世帯の方に影響があります。40才～64才の被保険者1名で加入の場合、所得が8,895千円以上になると限度額に達します。

※所得は世帯における国保被保険者数に応じ変動します。

(3) 新型コロナウイルス関連：国民健康保険税の減免・傷病手当の支給等について

全員承認

- ・まん延防止措置などで休業を余儀なくされた方への支援は必要であるが、国制度が継続されない場合には、市独自の制度継続は難しいことも理解できる。
- ・国方針以上の手厚い保護を求める。
- ・減免・傷病手当金支給の実績は。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が前年と比較して3割以上減少した場合となっていますが、同感染症の影響かの判断が難しい時もあると思われる。
影響の定義は明確化されているのか。
- ・国民健康保険は、被保険者が相互に支えあう制度にて、支援の充実には保険税率の引き上げなどが必要で、加入者全員の負担増加につながります。よって市独自に手厚い対応をすることは難しいと考えます。
- ・減免・傷病手当金の実績
令和2年度
 - 減免実績（現年度分） 152世帯 28,782,600円
 - 傷病手当金 1世帯 42,231円令和3年度（1月決定分まで）
 - 減免実績（現年度分） 74世帯 13,220,700円
 - 傷病手当金 6世帯（7人） 270,752円
- ・国の通知には、「新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指すものであり、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていること等を踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合を除いては、国の財政支援の対象から除外するものではない」とされています。

【その他】

- ・未収となっている保険税について、どのように対応しているのか。
- ・保険税が未収となっている場合は、制度における被保険者間の公平性を確保するため、通常証より短い期間の保険証を発行するなどし、滞納者との面会の機会を増やし、その都度、納税を促しています。
また京都地方税機構と協力連携し、納税相談を実施する他、滞納処分（差押え）等を行うなど、税負担の公平性確保に向け努力しています。
その他、滞納者については、人間ドックへの補助申込ができないこと、限度額適用認定証の交付を受けれること等の制約が課されます。

令和4年度
木津川市国民健康保険事業計画
(案)

木 津 川 市

令和4年度 木津川市国民健康保険事業計画

1 基本方針

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持・増進に寄与し、地域保険としての重要な役割を果たしているところです。

しかし、国民健康保険は加入者の平均年齢が高いため一人当たりの医療費は高く、一方で平均所得が低い水準にあることから所得に対する保険税の負担割合が高くなるといった保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えています。

また、高齢化の進展や高度な医療の普及に伴う医療費の増加等により、その運営は年々厳しさを増しているところであり、こうした課題に対応するため、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化がなされました。

本計画は、このような状況を踏まえながら、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、令和4年度における運営の主な取り組みについて定めるものです。

2 重点施策

令和4年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組みます。

- (1) 医療費適正化の推進
- (2) 国保税収納率向上対策の推進
- (3) 適用適正化の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 広報啓発事業の推進

3 具体的な計画

(1) 医療費適正化の推進

- ① レセプト点検(資格過誤点検及び内容点検:柔道整復施術療養費申請書も含む)、を行うことにより、医療費負担の適正化を図る。
- ② 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進のため、ジェネリック医薬品差

額通知を発送するとともに、広報紙やホームページを活用し周知を図る。

- ③ 被保険者の健康に対する関心を深め、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、医療費通知を発送する。
- ④ 国保データベース（KDB）システム等の活用により、レセプトデータや特定健康診査データ等を活かしたデータヘルス事業を推進する。
- ⑤ 交通事故等による第三者行為について、被保険者からの届出等の勧奨を広報誌やホームページを活用し周知を図る。また、相楽中部消防組合等と協定を結び第三者行為の確実な把握と迅速な求償を行う。

（2）国保税収納率向上対策の推進

- ① 京都地方税機構との連携を強化し、短期被保険者証更新時の納付相談等の充実を図る。
- ② 窓口での口座振替納付勧奨の推進、コンビニ収納について広報紙やホームページを活用し周知を図る。

（3）適用適正化の推進

- ① 国民年金資格喪失一覧表を活用して、国保と社保の保険資格が重複等していると思われる者を把握し、対象者に対し適切な異動手続きを促す。
- ② 届出遅延者対策として、広報・ホームページ・パンフレット等に啓発記事を掲載し適切な異動手続きの周知を行う。
- ③ 税務課と連携し、所得申告を徹底する等適正賦課を推進する。
- ④ 居所不明者の取扱いについては、市民課と連携し実態把握を行い、住民基本台帳の職権抹消等に基づき資格異動（喪失）処理を行う。

（4）保健事業の推進

木津川市第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画及び木津川市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づき、生活習慣の改善による疾病の予防、また、生活習慣病の早期発見に着目した効果的・効率的な保健事業の実施により、被保険者の健康管理と意識の向上を図る。

(取組事業)

- ・特定健康診査事業
- ・特定保健指導事業
- ・特定健康診査未受診者受診勧奨事業
- ・特定保健指導未指導者対策事業
- ・健診異常値放置者受診勧奨事業
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業
- ・健康教育事業（イベントを活用したヘモグロビンA1c測定・健康相談）
- ・健康教室事業（栄養講座・運動講座）
- ・服薬情報通知事業
- ・糖尿病治療中断者受診勧奨事業
- ・人間ドック受診費用助成事業
- ・ウォーキングポイント事業

（5）広報啓発事業の推進

- ① 市広報紙やホームページ等を活用して、広く市民に対して国民健康保険の制度や財政状況、健康づくりのための事業などの周知・啓発を行う。
- ② 新規加入の手続き時や、被保険者証の更新時などにパンフレット等を配布し、国保制度の周知を行う。

4 その他

- （1）令和4年度も国において、新型コロナウイルス感染症対策の一環として以下の事業が実施される場合は、本市においても確実に対応する。
 - ・国民健康保険税の減免
 - ・傷病手当金の支給
- （2）保険証の利便性の向上、医療費の適正化、また国民健康保険資格の適用適正化を図るため、マイナンバーカードの取得促進に努める。